

別表 1

平成 3 1 ・ 3 2 年度赤井川村建設工事等 工事予定価格に応じる等級区分

等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事 (屋根・塗装含)	電気工事	管工事 (水道施設等含)		
A	1 億円以上	5 0 0 0 万円以上	5 0 0 0 万円以上	1 億円以上	3 0 0 0 万円以上	3 0 0 0 万円以上		
B	1 億円未満	5 0 0 0 万円未満	5 0 0 0 万円未満	1 億円未満	3 0 0 0 万円未満	3 0 0 0 万円未満		
	5 0 0 0 万円以上			1 0 0 0 万円以上	1 0 0 0 万円以上			
C	5 0 0 0 万円未満	\	\	5 0 0 0 万円未満	1 0 0 0 万円未満	1 0 0 0 万円未満		
	1 5 0 0 万円以上			1 5 0 0 万円以上				
D	1 5 0 0 万円未満			\	\	1 5 0 0 万円未満	\	\

(注)

1. 上記以外の工事の等級は、一般土木工事の等級区分に準ずる。

別表 2

平成 3 1 ・ 3 2 年度赤井川村建設工事等競争入札参加資格者の等級格付基準

等級	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事 (屋根・塗装含)	電気工事	管工事 (水道施設等含)
A	950点以上	1000点以上	1000点以上	950点以上	800点以上	800点以上
B	950点未満 850点以上	1000点未満	1000点未満	950点未満 850点以上	800点未満 650点以上	800点未満 650点以上
C	850点未満 750点以上			850点未満 750点以上	650点未満	650点未満
D	750点未満			750点未満		

(注)

1. 建設業法第27条の23の経営事項審査に規定する総合評定値通知書に記載の建設工事の種類毎の総合評定値P点とする。
ただし、赤井川村の等級格付は、平成30年度に受付をする平成31・32年度赤井川村建設工事等入札参加資格申請時の総合評定値P点(客観点数)を基準とする。
2. 上記以外の工事における資格者の等級は、一般土木工事の格付基準点における区分に準ずる。